

Press Release

連合「第9回労働安全衛生に関する調査」 結果速報

連合は1992年以来、労働安全衛生に関する職場の状況や労使の取り組みを把握するため、原則3年ごとに「労働安全衛生に関する調査」を実施しています。

今回の第9回調査では、従来の調査項目に加え、メンタルヘルス対策、過重労働対策とともに、治療と職業生活の両立支援についても取り上げました。

詳細については7月14日（金）、連合「2017全国セイフティネットワーク集会」で公表します。

- | | |
|----------|----------------------------------|
| 1. 調査対象 | 事業場の労働組合の支部、分会など。 |
| 2. 調査期間 | 2017年1～3月。 |
| 3. 調査方法 | 紙の調査票の配布・返送とウェブ調査の併用。 |
| 4. 回答数 | 3,286組織（民間2,604、公務・公営663、業種不明19） |
| 5. 取材申込 | 連合本部・企画局（電話 03-5295-0510） |
| 6. 問い合わせ | 連合本部・雇用対策局（電話 03-5295-0519） |

1 安全衛生委員会の設置、産業医の選任は約9割。課題は長時間労働・過重労働とメンタルヘルス。

安全衛生委員会は9割以上（92.5%）で設置、産業医は約9割（87.7%）で選任されている。この3年間で提起した課題は「長時間労働・過重労働の是正」と「メンタルヘルス対策」がともに約6割（58.5%、56.1%）と突出して多い。

2 「ストレスチェック制度」、実施率は高いが活用は不十分

2015年12月から始まった「ストレスチェック制度」については、90.7%の事業場で実施され、実施されていないのは3.4%のみ。また、組合員の「ほぼ全員が受けた」（85.9%）、「過半数が受けた」の合計が91.0%と高水準に達している。

一方、ストレスチェック結果を集団分析したのは40.7%、うち集団分析の結果を事後措置などに活用したのは27.8%（ストレスチェック実施事業場の11.3%）にとどまるなど、ストレスチェックの活用が不十分である実情も判明した。

3 「病気休職制度」、圧倒的多数の職場で導入済み対象者に制限あり

病気休職制度については、労働協約や就業規則などのほか、慣行によるものも含めると92.4%の事業場で導入されている。また、年間休職可能日数も「365日」がほぼ半数（48.9%）を占めている。

一方、半数近く（45.1%）では正規労働者のみが制度利用の対象者で、正規労働者以外の労働者も制度のすべてを利用できるのは2割（19.9%）にとどまるなど、今後は制度利用の対象者拡大が課題であることも判明した。

以上